

議 答 申 個 第 3 号

平成 1 3 年 7 月 9 日

生駒市長 中 本 幸 一 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会長 下 村 敏 博

電子計算機の結合に関する意見について（答申）

平成 1 3 年 6 月 2 5 日付け生市第 1 1 5 号で諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

生駒市個人情報保護条例第 1 0 条の規定により、審議会の意見を聴くこととされている事項

〔内容〕

住民基本台帳ネットワークシステムの構築に伴い電子計算機を結合することについて

答 申

<p>審 議 案 件</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステムの構築に伴い電子計算機を結合することについて</p>
<p>審議会の意見</p>	<p>適当なものと認める。</p>
<p>審 議 内 容</p>	<p>本件は、平成11年8月18日法律第133号で改正された住民基本台帳法により、構築が予定されている住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の電子計算機と、生駒市の住民基本台帳システム（以下「市住基システム」という。）を処理する電子計算機を通信回線を用いて結合することについて条例第10条の規定により本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、住基ネット及び市住基システムにおけるセキュリティの内容（専用回線の使用、操作者の特定と認証、操作履歴の記録、ファイヤーウォールの設置、市住基システムにおけるデータのバックアップ態勢等）、結合をすることによる事務処理の正確性、効率性、即時性と結合をしない場合の事務の状況などについて、慎重に審議した結果、本件による電子計算機の結合に公益上の必要性があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められることから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p>
<p>結 合 先</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステム</p>
<p>審 議 日</p>	<p>平成13年7月4日</p>
<p>所 管 課</p>	<p>市民経済部 市民課</p>